

「運転免許証自主返納者支援事業」

をスタートします！！

皆様のご家族やお近くの方に、

「高齢で、車の運転が不安…」

「免許の返納をしたい。でも、その後の交通手段がない…」

といったお悩みを抱えている方はいませんか？

町では運転免許証を自主返納した方を対象に、
「運転免許証自主返納者支援事業」を開始します。



◆どんな事業なの？

高齢者等の交通事故防止及び公共交通の利用を促進し、安心安全でしやすいまちづくりを推進するため、「こむぎっち号」の無料乗車券(1年間有効)を交付します。

◆いつからはじまるの？

平成29年9月1日(金)から 開始します。

【対象となる方】

申請日時点で上里町に在住している(住民登録している)方。

【申請方法】

所定の申請書に記載のうえ、以下のいずれかの書類を添えて申請してください。

1. 申請による運転免許の取消通知書

※ 免許証の有効期限内に自主的に免許証を返納した方に対して、警察署が無料で発行するもの(行政処分による運転免許取消通知書とは異なります)。

2. 運転経歴証明書

※ 運転経歴を証明するもので、運転免許証の有効期間内に、免許証を自主返納した日から5年以内に返納者本人が申請(※有料)することにより取得することができるもの。

申請方法や事業のことについてご不明な点があれば、
下記までお気軽にご相談ください！

【申請・お問い合わせ先】

上里町役場3階 総合政策課政策企画係 ☎0495-35-1238

運転免許証自主返納者支援事業Q & A

Q. 有効期限が過ぎたらまた新しい乗車券がもらえるの？



A. 交付は1人1回となります。自家用車から公共交通への移行期間として、1年間の有効期限を設けています。

Q. 既に自主返納を済ませてしまっていたら、無料乗車券はもらえないの？



A. 運転免許証を自主返納した日から5年以内ならば、遡って運転経歴証明書の交付を申請することができます。運転経歴証明書を警察署で取得の上、役場までお持ち頂ければ、無料乗車券を申請することができます。

Q. 本人が申請に行かないといけないの？



A. 代理の方による申請も可能です。ただし、申請の際には、委任状のほか、無料乗車券をご利用になる方の「運転免許の取消通知書」もしくは「運転経歴証明書」が必要となりますのでご注意ください(委任状は町のホームページに掲載されています)。

※ その他ご不明な点等ございましたら、下記までお気軽にお問い合わせ下さい。

上里町役場3階 総合政策課 政策企画係(☎0495-35-1238)

